

# 南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）が答申されました

まちづくり課企画情報G

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、南幌町における人口動向分析を行い、将来展望を示す「南幌町人口ビジョン」と、平成27年度から平成31年度までの5カ年の政策目標及び施策となる「南幌町まち・ひと・しごと総合戦略」の策定を目的に、昨年6月に町長より南幌町地方創生推進会議に諮問され、7回にわたり慎重に審議が行われた結果、2月29日に「南幌町人口ビジョン（案）」及び「南幌町まち・ひと・しごと総合戦略（案）」により構成される「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」が答申されました。



なお、議会全員協議会において報告・協議を行い、「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を完了しています。

- 「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の全容については、町ホームページ並びに情報コーナー（役場、あいくる、夕張太ふれあい館）においてご覧いただけます。
- 南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「概要版」を作成しましたので、広報4月号の折り込みをご覧ください。

## 小学校6年生までの入院・通院に係る医療費を全額助成

住民課医療介護G

子どもたちの健やかな成長を願って平成28年4月から北海道医療給付事業等の所得制限を廃止し、入院・通院に係る保険診療分<sup>※3</sup>の無料化を実施します。ただし、中学生及び高校生については今までどおり1割負担となります。なお、申請が必要な方については、3月下旬に個別通知しています。

【平成28年3月まで】

事業内容		自己負担額
重度心身障がい者	身障1級、2級及び3級の内部障がい	医療費の1割負担 月額上限：入院44,400円・通院12,000円 (住民税非課税世帯、3歳未満児は初診時一部負担金のみ)
	重度知的障がい者 <sup>※1</sup>	
精神障害者保健福祉手帳1級（入院除く）		
ひとり親家庭等	母子家庭の母又は父子家庭の父の入院	
	母子家庭又は父子家庭の子 <sup>※2</sup> の入院・通院	
乳幼児	入院：小学校6年生まで・通院：小学校就学前まで	
児童生徒等	入院：中学生～高校生等・通院：小学生～高校生等	医療費の1割負担 月額上限：入院44,400円・通院12,000円

【平成28年4月から】

事業内容		自己負担額
重度心身障がい者	身障1級、2級及び3級の内部障がい該当の小学校6年生まで	保険診療分 <sup>※3</sup> を全額助成
	重度知的障がい者 <sup>※1</sup> 該当の小学校6年生まで	
	精神障害者保健福祉手帳1級（入院除く）該当の小学校6年生まで	
ひとり親家庭等	母子家庭の母又は父子家庭の父の入院	医療費の1割負担【所得制限適用】 月額上限：入院44,400円・通院12,000円
	母子家庭又は父子家庭の子 <sup>※2</sup> の入院・通院	医療費の1割負担又は初診時一部負担金 月額上限：入院44,400円・通院12,000円 ただし、小学校6年生までは保険診療分 <sup>※3</sup> を全額助成
乳幼児	入院・通院：小学校6年生まで	保険診療分 <sup>※3</sup> を全額助成
児童生徒等	入院・通院：中学生～高校生等	医療費の1割負担 月額上限：入院44,400円・通院12,000円

※1 IQおおむね35以下、身障者にあつてはおおむね50以下

※2 18歳以下の児童及び20歳以下の扶養されている者

※3 食事療養費標準負担額は除きます

# 「南幌町子育て世代住宅建築助成事業」を開始します！

まちづくり課企業誘致G

町では、平成28年度より子育て世代のマイホームづくりを応援するため、「南幌町子育て世代住宅建築助成事業」を開始します。

助成対象となる方は、中学生以下のお子さんがある世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯で、転入者は最大200万円、すでに南幌町民の方は最大100万円の住宅建築費を助成します。

また、北海道住宅供給公社が販売を行っている「南幌ニュータウンみどり野」の宅地を購入される方がこの助成制度を利用する場合は、宅地価格が定価から50%割引となるタイアップキャンペーンも同時に実施されます。

## ■助成対象者

中学生以下のお子さんがある世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯

## ■対象となる住宅の要件

自己の居住用の住宅で、台所・便所・浴室及び居室を有し、住宅部分の床面積が50㎡以上の新築住宅（別荘など一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除きます）

## ■助成要件

- 南幌町に5年以上定住する意思を持って住民登録すること
- 助成金の認定申請書の提出後1年以内に住宅を新築すること
- 建築工事完了後、速やかに入居すること
- 町税等を滞納していないこと
- 建築した住宅の所有者であること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でないこと

## ■事業期間

平成28年度から32年度まで

※各年度の事業予算額に達した時点で受付は終了となります。

## ■助成金額

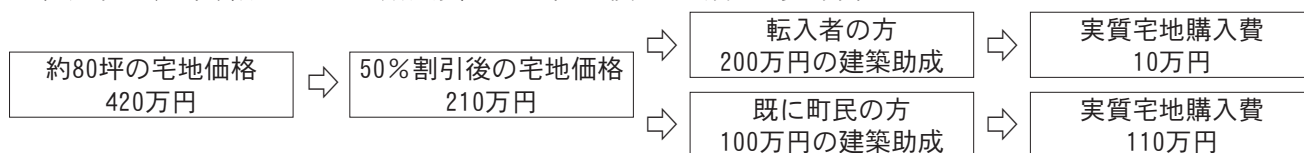
区分		助成額
転入者	みどり野団地限定区画（美園4丁目）	200万円
	限定区画以外のみどり野団地	100万円
	上記以外	50万円
既町民	みどり野団地限定区画（美園4丁目）	100万円
	限定区画以外のみどり野団地	50万円
	上記以外	25万円

※転入者とは、転入日前に1年以上南幌町外に居住していた方のことをいいます。

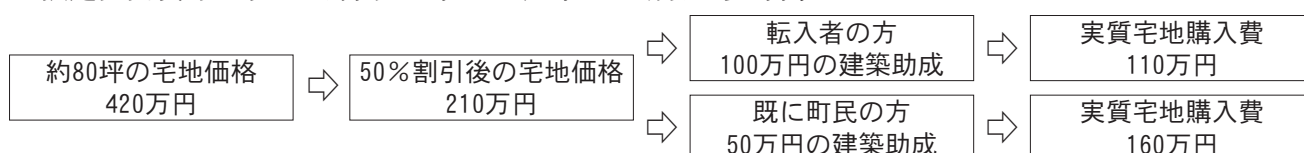
※みどり野団地とは、北海道住宅供給公社が保有する分譲宅地をいいます。

## ■みどり野団地限定区画（美園4丁目）に住宅を建築した場合の参考例

注）住宅建築助成金を宅地購入費として置き換えた場合の参考例です



## ■限定区画以外のみどり野団地に住宅を建築した場合の参考例



※詳しくは、町ホームページの「いな暮らしナビ」をご覧ください。